# 第7章 E W

## 関税

### <措置の概要>

豪州のウルグアイ・ラウンド合意後の非農産品の単純平均譲許税率は11%とその水準は高く、譲許税率が高い品目としては、一部の衣類(最高55%)、乗用車(最高40%)、電気機器(最高45%)等がある。しかし、実行税率は一部の衣類(7.5~17.5%)、乗用車(5~10%)、電気機器(0~10%)と低くなっている。予見可能性の観点からも、今後譲許税率を引き下げ、実行税率と譲許税率の乖離が是正されることが望ましい。なお、豪州の非農産品の譲許率は96.5%で、非譲許品目には一部の織物(実行税率5~10%)、一部の衣類(実行税率17.5%)、履物(実行税率10%)等がある。また、自動車・同部品、繊維、衣類、履物の実行税率は、2010年(衣類のみ2015年)には5%に引き下げることが決定されている。

#### <国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、 経済厚生を高めるという観点からは、上記のよう なタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き 下げることが望ましい。

#### <最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている。

また、2007年4月から、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、日豪EPA締結に向けた交渉が行われている。